

●規程改正の概要

要 旨	線路南駐車場の整備に伴い、「地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院駐車場管理規程」の一部改正を行う。														
内 容	<p>「地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院駐車場管理規程」の一部改正</p> <p>1 規程改正の背景等</p> <p>(1) 外来診療時間帯を中心に、車輛の入庫待ち渋滞が慢性的に発生しているため、患者が予約時間に診療できない状態となっている。</p> <p>(2) このため、新たに職員用駐車場を整備し、立体駐車場の職員用スペースの一部を患者用に振り替えることにより、患者用の駐車スペースを確保し、慢性的な渋滞を解消するものである。</p> <p>2 規程改正の内容</p> <p>駐車場の台数、使用区分を次のとおり変更する。</p> <p>(1) 線路南駐車場の新設</p> <p>線路南駐車場 134台</p> <p>(2) 立体駐車場の使用区画の変更</p> <table data-bbox="486 1377 1292 1467"> <tr> <td>立体駐車場</td> <td>職員用</td> <td>235台</td> <td>→</td> <td>124台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>患者用</td> <td>400台</td> <td>→</td> <td>511台</td> </tr> </table> <p>(3) 駐車スペースの再調査</p> <table data-bbox="486 1512 1292 1556"> <tr> <td>病院前駐車場</td> <td>12台</td> <td>→</td> <td>16台</td> </tr> </table>	立体駐車場	職員用	235台	→	124台		患者用	400台	→	511台	病院前駐車場	12台	→	16台
立体駐車場	職員用	235台	→	124台											
	患者用	400台	→	511台											
病院前駐車場	12台	→	16台												
施行期日	平成27年10月13日から施行し、平成27年7月1日から適用する。														

地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院駐車場管理規程 新旧対照表

新		旧		
駐車場の名称	駐車台数	使用区分		職員駐車場
		一般駐車場	職員駐車場	
立体駐車場	635	511	124	124
1階	184	184		
2階	216	216		
3階	235	111	124	124
北側手前駐車場	72	72		
北側奥駐車場	194			194
南側駐車場	39			39
病院前駐車場	16			16
地下駐車場	63			63
線路南駐車場	124			134
計	1,153	583		570

駐車場の名称	駐車台数	使用区分		職員駐車場
		一般駐車場	職員駐車場	
立体駐車場	635	400	235	235
1階	184	184		
2階	216	216		
3階	235		235	235
北側手前駐車場	72	72		
北側奥駐車場	194			194
南側駐車場	39			39
病院前駐車場	12			12
地下駐車場	63			63
計	1,015	472		543

(駐車場の名称、台数、使用区分)
 第2条 駐車場の名称、台数、使用区分は、次のとおりとする。